



巻頭言

八風吹けど動ぜず

友松靖夫 (財)砂防・地すべり技術センター理事長

財団法人砂防・地すべり技術センターは、建設大臣の許可を受け、昭和50年(1975年)7月29日に公益法人として設立されました。したがって、今年の7月29日には創立30周年を迎えることになります。この間、国や地方公共団体、あるいは旧公団や民間企業等各界から寄せていただいたご支援やご協力に対して、心から感謝いたしております。厚くお礼を申し上げます。

*

わが国の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来抜本的な見直しが行われず、今日まで来ています。そんな中で、平成7年から8年にかけて、いくつかの公益法人の不祥事がきっかけになりさまざまな問題点が指摘され、世論の批判を受けることになりました。このため政府は平成8年9月20日に「公益法人の指導監督基準」を閣議決定し、各法人は新基準に沿うよう改善を求められてきました。

もちろん、当センターが個々の問題で指摘を受けたことは、まったくありませんが、新基準に沿った寄附行為の改正を行い、平成11年8月16日、建設大臣の許可をいただきました。この直後の8月27日に私が4代目理事長に選任されました。また新しい寄附行為により役員数や役員等の任期の改正とともに、役員構成についてもさまざまな分野の方々に参画いただき、幅広い視点から当センターの運営がはかれることになりました。設立25周年にあたる平成12年は、新寄附行為による再生1年目となったわけでありませぬ。

*

当センターの業務も、これまでに比べて格段に幅広く奥深くなっていますが、どのような場合にも常に民間企業との役割分担を意識しております。

近年は次のような業務を、当センターの業務の中心に据えています。

- ①技術的に未確立で先端的な業務
 - ②行政が実施する新規施策のための事前調査やその手法の確立にかかわる業務
 - ③技術的に統一性が求められる業務
- また、緊急性や公益性といった観点から、迅速な対応が求められる業務として、
- ④大規模災害が想定される活火山地域でのハザードマップの作成や警戒避難にかかわる業務
 - ⑤災害時における緊急調査、応急対策、恒久対策等々の検討業務
- 等があります。

これらの業務のうち、①②③については成果がまとまった段階でテキスト、事例集、マニュアル、技術指針等にまとめています。また、直接当センターにおいて刊行しているものもあります。

民間企業への技術移転については講習会等を通じて行っています。これまでに「流木対策に関する講習会」「火山砂防計画策定指針に関する講習会」「鋼製砂防構造物設計便覧に関する講習会」「砂防ソイルセメント活用技術講習会」等を開いております。また、当センターの公益事業として、大学の研究者を対象とした研究助成事業を行っていますが、その研究成果報告会や、当センター主催の講演会も毎年開催しています。

今後も各種の業務を引き受け、当センターの活動を続けていくためにも、さらなる

- ①技術力の蓄積
 - ②新しい技術の開発
 - ③技術力に対する信頼の確保
- をめざしています。

*

現在、当センターにはプロパーの技術系役員が

26名おりますが、そのうち博士号を授与されている者5名、技術士の資格を有する者13名（うち2種類以上の技術士資格を有する者5名）となっており、年々技術力の蓄積をはかっております。また、新しい技術の開発に向けて、従来からたくさんの特許や実用新案、著作権の出願を行ってきております。2001年以降だけでも12件の特許の出願をし、また土砂氾濫解析プログラム等2件の著作権が登録されています。

技術力に対する信頼の確保という面では、マスメディアへの対応が挙げられます。昨年は10月末までの間に、例えば浅間山の噴火や富士山のハザードマップの関係、あるいは新潟県中越地震災害等に関連して、当センターの役職員がNHKのニュース・報道番組に6回、フジテレビに2回、テレビ朝日に1回出演いたしました。新聞各社からの取材は10回あり、いずれも取材記事として掲載されました。

最近、土砂災害ともなれば当センターへとといった動きがあり、ずいぶんと社会的信頼を得てきたという実感を持っています。また、昨年、新潟県中越地震のあと、当センターの多くの役職員が不眠不休、もちろん休日も返上して行政を陰から支える使命感あふれる技術集団に成長してくれたことに、30年の歴史の重みと喜びを感じました。

*

当センターは、このように順調に推移してまいりましたが、政府は平成15年6月27日、「公益法人制

度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定し、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることとしております。また、公益法人会計基準についても、財務情報の透明化、受託責任の明確化、外部報告目的の財務諸表の簡素化等の改正案を検討し、平成18年度より速やかに実施することになりました。当センターもこの大きな変革の流れの中にあります。

*

仏教の禅語の中に「八風吹けど動ぜず」という言葉があります。

八風とは人の心を惑わす八つのもの、利、衰、毀、譽、称、譏、苦、楽です。利は意にかなうこと、衰は意に反する、毀は陰でそしる、譽は陰で褒める、称は目の前で褒める、譏は目の前でそしる、苦は心身を悩ます、楽は心身を喜ばすことです。

このように私たちの周囲にはいろいろな風が吹きまくっていますが、この風に動かされることなく、いつも確固たる心を持たなくてはなりません（平田精耕『禅語辞典』）。

リーダーたる者はかくありたいと常に思っていますが、法人におきかえてもまったく同じことだと思えます。公益法人改革の嵐の中でもいささかも動ずることなく、従前にも増して技術力を高め、委ねられた業務を誠実に遂行し、これらを通じて国土の保全や国民の安心、安全に資する、まさに公益事業としての当センターの役割を認識していただくよう、さらなる努力を重ねてまいりたいと思っています。